

医科点数表等に規定する回数を超えて診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）を希望する患者さんへのお知らせ

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなりましたのでお知らせします。

1 名称 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定める者の利用料

2 対象診療内容、料金（消費税込み）及び算定する基準

	診療内容	料金	算定基準
検査	癌胎児性抗原（CEA）精密測定	1回につき1,090円	悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に2回以上の腫瘍マーカー検査を行う場合
	α-フェトプロテイン（AFP）精密測定	1回につき1,080円	
リハビリ	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)（上限180日）	1単位につき1,100円	患者1人につき1日6単位（1単位＝20分）を超えて実施した場合、及び1月13単位を超えて選定療養として実施した場合
	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)（上限180日）	1単位につき850円	
	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)（上限150日）	1単位につき1,870円	
	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)（上限90日）	1単位につき1,930円	

3 実施するための必要条件

上記の診療を行うためには、患者さんからの実施の申し出により、下記の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者さんからの実施についての同意を文書でいただくことが必要となります。

- ・検査にあっては、患者の不安を軽減する必要がある場合
- ・リハビリにあっては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合

4 実施年月日 令和8年1月1日

令和7年12月26日

岩手県立東和病院長

※ご不明な点は事務局窓口でお尋ねください。